

# 四半期報告書

(平成23年第2四半期)

自 平成23年4月1日

至 平成23年6月30日

中外製薬株式会社

(E00932)

## 目 次

表 紙	頁
第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	2
3 関係会社の状況 .....	2
4 従業員の状況 .....	2
第2 事業の状況 .....	3
1 生産、受注及び販売の状況 .....	3
2 事業等のリスク .....	4
3 経営上の重要な契約等 .....	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	4
第3 設備の状況 .....	6
第4 提出会社の状況 .....	7
1 株式等の状況 .....	7
(1) 株式の総数等 .....	7
(2) 新株予約権等の状況 .....	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	18
(4) ライツプランの内容 .....	18
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	18
(6) 大株主の状況 .....	19
(7) 議決権の状況 .....	20
2 株価の推移 .....	20
3 役員の状況 .....	20
第5 経理の状況 .....	21
1 四半期連結財務諸表 .....	22
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	22
(2) 四半期連結損益計算書 .....	24
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....	26
2 その他 .....	34
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	35

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月5日
【四半期会計期間】	平成23年第2四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	中外製薬株式会社
【英訳名】	CHUGAI PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永山 治
【本店の所在の場所】	東京都北区浮間五丁目5番1号 (上記は登記簿上の本店所在地であり、事実上の本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。)
【電話番号】	03(3968)6111
【事務連絡者氏名】	財務経理部経理グループマネジャー 山崎 晴規
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3281)6611(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部経理グループマネジャー 山崎 晴規
【縦覧に供する場所】	中外製薬株式会社 本社事務所 (東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号) 中外製薬株式会社 横浜支店 (横浜市神奈川区金港町1番地4) 中外製薬株式会社 大阪支店 (大阪市淀川区宮原三丁目3番31号) 中外製薬株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区丸の内三丁目20番17号) 中外製薬株式会社 東京第二支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目9番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	平成22年 第2四半期 連結累計期間	平成23年 第2四半期 連結累計期間	平成22年 第2四半期 連結会計期間	平成23年 第2四半期 連結会計期間	平成22年
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高（百万円）	182,379	181,938	95,294	96,214	379,509
経常利益（百万円）	26,158	36,182	14,104	19,497	65,088
四半期（当期）純利益（百万円）	16,376	17,087	8,524	12,098	41,433
純資産額（百万円）	—	—	433,870	455,266	449,394
総資産額（百万円）	—	—	507,164	529,359	508,016
1株当たり純資産額（円）	—	—	793.50	832.45	821.87
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	30.09	31.40	15.66	22.23	76.14
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	30.09	31.39	15.66	22.23	76.12
自己資本比率（%）	—	—	85.1	85.6	88.0
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	6,804	50,232	—	—	15,572
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△16,640	△3,690	—	—	△20,192
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△13,188	△13,156	—	—	△23,054
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	69,943	99,148	65,143
従業員数（人）	—	—	6,707	6,818	6,709

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数（人）	6,818
---------	-------

（注）従業員数は就業人員数を記載しております。

### （2）提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数（人）	4,884
---------	-------

（注）従業員数は就業人員数を記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは医薬品事業のみの単一セグメントであり、当第2四半期連結会計期間の生産実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	前年同四半期比 (%)
医薬品事業 (百万円)	74,533	△23.8
合計 (百万円)	74,533	△23.8

(注) 金額は消費税等抜きで売価換算 (仕切単価ベース) であります。

#### (2) 商品仕入実績

当社グループは医薬品事業のみの単一セグメントであり、当第2四半期連結会計期間の商品仕入実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	前年同四半期比 (%)
医薬品事業 (百万円)	7,593	△1.3
合計 (百万円)	7,593	△1.3

(注) 金額は消費税等抜きで実際仕入高であります。

#### (3) 受注状況

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

#### (4) 販売実績

当社グループは医薬品事業のみの単一セグメントであり、当第2四半期連結会計期間の販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	前年同四半期比 (%)
医薬品事業 (百万円)	96,214	+1.0
合計 (百万円)	96,214	+1.0

(注) 1. 前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
アルフレッサ株式会社	21,501	22.6	22,570	23.5
株式会社メディセオ	19,043	20.0	19,132	19.9
株式会社スズケン	11,494	12.1	10,724	11.1
東邦薬品株式会社	9,788	10.3	9,701	10.1

2. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、以下の事業等のリスクの記載を追加しました。  
なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

大規模災害等による影響について

地震、台風などの自然災害、火災などの事故などが発生した場合、当社の事業所・営業所及び取引先が大規模な被害を受け事業活動が停滞し、また損害を被った設備などの修復のため多額の費用が発生するなど、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間の売上高は、962億円（前年同期比0.9%増）となりました。

年度間で変動の大きい抗インフルエンザウイルス剤「タミフル」の売上高4億円（同66.7%減）及びその他の営業収入18億円（同125.0%増）を除いた製商品売上高は、940億円（同0.8%増）となりました。

#### [国内製商品売上高（タミフルを除く）]

がん領域の売上は、368億円（同3.1%増）と増加しました。平成21年11月に非小細胞肺がんの追加承認を取得後、売上を伸ばしている抗悪性腫瘍剤/抗VEGFヒト化モノクローナル抗体「アバスチン」や抗HER2ヒト化モノクローナル抗体「ハーセプチン」が伸長したことによります。

骨・関節領域は、164億円（同4.5%増）と引き続き増加しました。これは、平成20年4月に関節リウマチなどの追加承認を取得後、売上を大きく伸ばしているヒト化抗ヒトIL-6レセプターモノクローナル抗体「アクテムラ」や平成23年4月に発売した活性型ビタミンD3誘導体「エディロール」によるものです。

腎領域は、競争激化の影響により遺伝子組換えヒトエリスロポエチン製剤「エポジン」の売上が減少したため、129億円（同12.2%減）となりました。

移植・免疫・感染症領域（タミフルを除く）は、引き続きC型慢性肝炎の市場縮小の影響を受けてペグインターフェロン- $\alpha$ -2a製剤「ペガシス」、抗ウイルス剤「コペガス」の売上が減少し、60億円（同9.1%減）となりました。

これらの結果、タミフルを除く国内製商品売上高は806億円（同2.4%減）となりました。

#### [抗インフルエンザウイルス剤「タミフル」について]

通常シーズン向けの売上は、4億円となりました。行政備蓄向けの売上はありませんでした。

#### [海外製商品売上高]

「アクテムラ」のロシュへの輸出が増加した結果、134億円（同25.2%増）となりました。

#### [損益の状況]

売上総利益は568億円（同1.8%増）と増加しました。これは、アクテムラ関連収入などの増加によりその他の営業収入が増加したことなどによります。

販売費及び一般管理費については、営業費は東日本大震災のため営業活動に制約が生じたことなどにより232億円（同6.8%減）、研究開発費は139億円（同3.5%減）となりました。

この結果、営業利益は196億円（同18.8%増）、経常利益は195億円（同38.3%増）となり、四半期純利益は121億円（同42.4%増）となりました。

## (2) 資産、負債及び純資産の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産は5,294億円と、前連結会計年度末に比べ214億円増加しました。主な増減は、現金及び預金330億円の増加、原材料及び貯蔵品105億円の増加、受取手形及び売掛金76億円の減少、商品及び製品50億円の減少です。

総負債は741億円と、前連結会計年度末に比べ155億円増加しました。主な増加は、支払手形及び買掛金90億円の増加、未払法人税等72億円の増加です。

純資産は4,553億円と、前連結会計年度末に比べ59億円増加しました。主な増加は、剰余金の配当125億円を実施した一方で四半期純利益171億円を計上したことによる利益剰余金46億円の増加です。

以上の結果、自己資本比率は85.6%（前連結会計年度は88.0%）となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は991億円となりました（前年同期末残高699億円）。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、税金等調整前四半期純利益を190億円計上した一方、売上債権が112億円増加したことなどにより、106億円の収入（前年同期は96億円の支出）となりました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、29億円の支出（前年同期は179億円の支出）となりました。固定資産の取得で20億円、有価証券の取得と売却の純額で10億円をそれぞれ支出しました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、前年同期と同様、著しい変動はありませんでした。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## (5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における研究開発費は139億円（前年同期比3.5%減）、売上高研究開発費比率は14.4%となりました。

（注）「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、金額は億円未満を四捨五入しております。また、増減及び%は億円単位で表示された数字で計算しております。



### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

##### ①重要な設備の新設等

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

(提出会社)

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完成予定年月
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
浮間地区 (東京都北区)	生物治験薬棟1改修工事	2,197	5	自己資金	平成23年5月	平成25年4月

(中外製薬工業株式会社)

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完成予定年月
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
宇都宮工場 (栃木県宇都宮市)	東日本大震災により被災した事務 厚生棟、品質管理棟の建て直し、 及びその他設備の修繕等	8,521	678	自己資金	平成23年3月	平成24年8月

(注) 1. 金額は消費税等抜きであります。

2. 当社グループは医薬品事業のみの単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載を省略しております。

##### ②重要な設備の除却等

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	799,805,050
計	799,805,050

##### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成23年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成23年8月5日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	559,685,889	559,685,889	東京証券取引所 （市場第一部）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社の標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	559,685,889	559,685,889	—	—

（注）提出日現在の発行済株式数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成15年6月25日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数（個）	1,064
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	106,400（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,454（注）2
新株予約権の行使期間	平成15年9月1日～ 平成25年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,454 資本組入額 727
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員に地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② その他の条件については、平成15年6月25日株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成16年3月25日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数（個）	2,069
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	206,900（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,675（注）2
新株予約権の行使期間	平成16年5月1日～ 平成26年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,675 資本組入額 838
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② その他の条件については、平成16年3月25日株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成17年3月23日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数（個）	2,452
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	245,200（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,649（注）2
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～ 平成27年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,649 資本組入額 825
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② その他の条件については、平成17年3月23日株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成18年3月23日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数（個）	3,330
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	333,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,245（注）2
新株予約権の行使期間	平成18年4月3日～ 平成28年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,245 資本組入額 1,123
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② その他の条件については、平成18年3月23日株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使及び「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法に基づく転換社債の転換の場合は除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

取締役会の決議日（平成19年3月23日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数（個）	3,450
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	345,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,039（注）2
新株予約権の行使期間	平成19年4月9日～ 平成29年3月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,090（注）3 資本組入額 2,045
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整します。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その額は新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使及び「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法に基づく転換社債の転換の場合は除く）は、次の算式により1株当たりの行使金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の際において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

取締役会の決議日（平成21年3月25日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数（個）	3,280
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	328,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,696（注）2
新株予約権の行使期間	平成21年4月9日～ 平成31年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,286（注）3 資本組入額 1,143
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、募集事項を決定する取締役会決議後、株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める調整を行います。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。

なお、株式分割または株式併合等により、行使価額の変更をすることが適切となった場合は、当社は必要と認める調整を行う（調整により生じる1円未満の端数は切上げる）ものとします。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。



取締役会の決議日（平成21年4月24日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数（個）	670
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	67,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2
新株予約権の行使期間	平成21年5月11日～ 平成51年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,659（注）3 資本組入額 830
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 ② その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、募集事項を決定する取締役会決議日後、株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿ってそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

取締役会の決議日（平成22年4月23日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数（個）	3,240
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	324,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,881（注）2
新株予約権の行使期間	平成22年5月11日～ 平成32年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,372（注）3 資本組入額 1,186
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

取締役会の決議日（平成22年4月23日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数（個）	716
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	71,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2
新株予約権の行使期間	平成22年5月11日～ 平成52年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,518（注）3 資本組入額 759
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権の全部を一括して行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

取締役会の決議日（平成23年 5月27日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年 6月30日）
新株予約権の数（個）	3,250
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	325,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,397（注）2
新株予約権の行使期間	平成23年 6月14日～ 平成33年 5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,753（注）3 資本組入額 877
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その額は新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整します。

- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

取締役会の決議日（平成23年5月27日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成23年6月30日）
新株予約権の数（個）	888
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	88,800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2
新株予約権の行使期間	平成23年6月14日～ 平成53年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,189（注）3 資本組入額 595
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権の全部を一括して行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 3 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、本新株予約権の発行要領に準じた条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	559,685,889	—	72,966	—	92,815

## (6) 【大株主の状況】

平成23年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ロシュ・ファームホールディング ・ビー・ヴィ (常任代理人 西村あさひ法律事 務所)	Beneluxlaan 2A, 3446 GR Woerden The Netherlands (東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森 ビル28階)	335,223	59.89
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,216	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	10,887	1.94
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王 パークタワー	5,940	1.06
ジェーピー モルガン チェース バンク 385147 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目16番13号)	5,321	0.95
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	4,475	0.79
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバ ス ユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島四丁目16番13号)	4,033	0.72
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカ ウント アメリカン クライアン ト (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	3,697	0.66
中外製薬社員持株会	東京都北区浮間五丁目5番1号	3,448	0.61
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	3,050	0.54
計	—	387,295	69.19

- (注) 1. 当社は自己株式15,492,654株を所有しておりますが、上記大株主の状況の記載から除いております。  
2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,492,600	—	権利内容に何ら限定の無い、当社における標準となる株式であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 543,946,600	5,439,466	〃
単元未満株式	普通株式 246,689	—	〃
発行済株式総数	559,685,889	—	—
総株主の議決権	—	5,439,466	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数30個が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 中外製薬株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	15,492,600	—	15,492,600	2.77
計	—	15,492,600	—	15,492,600	2.77

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	1,557	1,628	1,584	1,469	1,356	1,351
最低 (円)	1,464	1,478	1,250	1,306	1,291	1,301

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。



1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	109,226	76,212
受取手形及び売掛金	105,847	113,391
有価証券	58,994	59,699
商品及び製品	84,373	89,447
仕掛品	196	20
原材料及び貯蔵品	25,871	15,417
繰延税金資産	18,492	19,926
その他	9,107	12,427
貸倒引当金	△5	△5
流動資産合計	412,104	386,537
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	48,415	50,284
その他（純額）	35,117	37,669
有形固定資産合計	※1 83,533	※1 87,954
無形固定資産		
2,378		2,362
投資その他の資産		
投資有価証券	6,915	7,587
繰延税金資産	15,222	14,939
その他	9,377	8,821
貸倒引当金	△173	△186
投資その他の資産合計	31,342	31,161
固定資産合計	117,254	121,478
資産合計	529,359	508,016

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,455	19,489
未払法人税等	10,915	3,679
賞与引当金	4,926	4,588
その他の引当金	4,422	2,650
その他	20,062	24,173
流動負債合計	68,782	54,580
固定負債		
引当金	3,013	3,325
その他	2,297	716
固定負債合計	5,311	4,041
負債合計	74,093	58,621
純資産の部		
株主資本		
資本金	72,966	72,966
資本剰余金	92,815	92,815
利益剰余金	332,213	327,642
自己株式	△36,258	△36,256
株主資本合計	461,736	457,167
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	948	1,341
為替換算調整勘定	△9,673	△11,252
評価・換算差額等合計	△8,724	△9,911
新株予約権	883	775
少数株主持分	1,370	1,363
純資産合計	455,266	449,394
負債純資産合計	529,359	508,016

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
売上高	※1 182,379	※1 181,938
売上原価	80,546	74,542
売上総利益	101,832	107,395
販売費及び一般管理費		
販売促進費	7,301	6,153
給料及び手当	14,634	14,538
賞与引当金繰入額	2,794	2,913
研究開発費	26,563	26,941
退職給付費用	1,319	1,191
その他	21,657	20,464
販売費及び一般管理費合計	74,270	72,204
営業利益	27,562	35,191
営業外収益		
受取利息	163	169
為替差益	2,063	—
生命保険配当金	—	341
デリバティブ評価益	—	107
その他	732	729
営業外収益合計	2,959	1,347
営業外費用		
支払利息	1	1
デリバティブ評価損	3,955	—
固定資産除却損	—	95
為替差損	—	54
その他	406	205
営業外費用合計	4,363	357
経常利益	26,158	36,182
特別利益		
補助金収入	50	—
特別利益合計	50	—
特別損失		
減損損失	2	17
災害による損失	—	※2 6,532
事業再編損	67	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,018
その他	4	26
特別損失合計	75	7,594
税金等調整前四半期純利益	26,133	28,587
法人税、住民税及び事業税	9,260	9,526
法人税等調整額	△97	1,422
法人税等合計	9,163	10,949
少数株主損益調整前四半期純利益	—	17,638
少数株主利益	593	551
四半期純利益	16,376	17,087

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	※1 95,294	※1 96,214
売上原価	39,480	39,435
売上総利益	55,814	56,779
販売費及び一般管理費		
販売促進費	4,105	3,227
給料及び手当	5,882	6,010
賞与引当金繰入額	2,794	2,869
研究開発費	14,398	13,912
退職給付費用	653	589
その他	11,497	10,542
販売費及び一般管理費合計	39,330	37,151
営業利益	16,483	19,627
営業外収益		
受取利息	76	85
為替差益	1,289	840
その他	342	301
営業外収益合計	1,709	1,228
営業外費用		
支払利息	0	0
デリバティブ評価損	3,878	1,176
その他	209	181
営業外費用合計	4,088	1,358
経常利益	14,104	19,497
特別損失		
減損損失	2	16
災害による損失	—	※2 463
事業再編損	31	—
その他	4	26
特別損失合計	38	505
税金等調整前四半期純利益	14,065	18,991
法人税、住民税及び事業税	1,818	3,440
法人税等調整額	3,414	3,107
法人税等合計	5,233	6,548
少数株主損益調整前四半期純利益	—	12,443
少数株主利益	307	344
四半期純利益	8,524	12,098

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	26,133	28,587
減価償却費及びその他の償却費	8,435	7,231
減損損失	2	17
受取利息及び受取配当金	△232	△229
支払利息	1	1
固定資産除却損	68	95
固定資産売却損益 (△は益)	0	0
投資有価証券売却及び評価損益 (△は益)	4	20
災害損失	—	6,532
売上債権の増減額 (△は増加)	22,093	7,668
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△19,698	△6,460
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,879	8,951
その他	△6,660	2,584
小計	28,269	55,000
利息及び配当金の受取額	219	229
利息の支払額	△4	△1
災害損失の支払額	—	△2,047
法人税等の支払額	△21,679	△2,948
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,804	50,232
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△12,314	△9,104
定期預金の払戻による収入	11,201	10,836
有価証券の取得による支出	△66,688	△58,993
有価証券の売却による収入	57,200	59,700
投資有価証券の取得による支出	△2	△2
投資有価証券の売却による収入	1,502	—
固定資産の取得による支出	△7,549	△6,109
固定資産の売却による収入	0	4
その他	9	△21
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,640	△3,690
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
自己株式の純増減額 (△は増加)	△4	△1
配当金の支払額	△12,508	△12,509
少数株主への配当金の支払額	△672	△630
その他	△3	△13
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,188	△13,156
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,510	619
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△24,534	34,004
現金及び現金同等物の期首残高	94,478	65,143
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 69,943	※1 99,148

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ45百万円、税金等調整前四半期純利益は1,063百万円減少しております。 (2) 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。 これにより、連結子会社の資産及び負債の評価方法を部分時価評価法から全面時価評価法へ変更しております。なお、当該変更による四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 2. 前第2四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は68百万円です。

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
1. たな卸資産の評価方法	当第2四半期連結会計期間末のたな卸高の算出においては、前連結会計年度末の実地たな卸高を基礎として、合理的な方法により算定しております。また、たな卸資産の簿価切下げにおいては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	一部の連結子会社は、法人税等の納付税額の算定並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判定に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化がなく、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化があるか、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、180,935百万円 であります。</p> <p>2 偶発債務(保証債務) 従業員の金融機関借入金 (住宅資金)に対する債務保証 312百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、177,381百万円 であります。</p> <p>2 偶発債務(保証債務) 従業員の金融機関借入金 (住宅資金)に対する債務保証 352百万円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
<p>※1 売上高の内訳</p> <p>商品及び製品売上高 180,643百万円</p> <p>その他の営業収入 1,736百万円</p> <p>—————</p>	<p>※1 売上高の内訳</p> <p>商品及び製品売上高 174,760百万円</p> <p>その他の営業収入 7,177百万円</p> <p>※2 災害による損失</p> <p>東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する 費用等(保険金控除後)を計上しており、その内訳 は、宇都宮工場等の資産の滅失損失、撤去・原状回 復費用、操業停止期間中の固定費等であります。</p>

前第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
<p>※1 売上高の内訳</p> <p>商品及び製品売上高 94,452百万円</p> <p>その他の営業収入 842百万円</p> <p>—————</p>	<p>※1 売上高の内訳</p> <p>商品及び製品売上高 94,371百万円</p> <p>その他の営業収入 1,843百万円</p> <p>※2 災害による損失</p> <p>東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する 費用等(保険金控除後)を計上しており、その内訳 は、宇都宮工場等の資産の滅失損失、撤去・原状回 復費用、操業停止期間中の固定費等であります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 81,270百万円</p> <p>預入期間が3か月を超える 定期預金 <math>\Delta</math>11,326百万円</p> <p>現金及び現金同等物 69,943百万円</p>	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現在)</p> <p>現金及び預金勘定 109,226百万円</p> <p>預入期間が3か月を超える 定期預金 <math>\Delta</math>10,078百万円</p> <p>現金及び現金同等物 99,148百万円</p>



(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 559,685,889株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 15,492,654株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 883百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月24日 定時株主総会	普通株式	12,516	23	平成22年12月31日	平成23年3月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年7月21日 取締役会	普通株式	10,883	20	平成23年6月30日	平成23年9月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年6月30日)

当社及び連結子会社は「医薬品事業」のみの単一セグメントであり、同事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	10,811	589	11,401
II 連結売上高(百万円)			95,294
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	11.3	0.6	12.0

前第2四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年6月30日)

	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	18,265	1,308	19,574
II 連結売上高(百万円)			182,379
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	10.0	0.7	10.7

(注) 1. 国または地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する国または地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 欧州……………スイス、フランス、イギリス、ドイツ等

(2) その他の地域……………韓国、台湾、中国、米国等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

当社グループは「医薬品事業」のみの単一セグメントのため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	為替予約取引			
	買建			
	スイスフラン	14,318	506	506
	アメリカドル	3,478	△15	△15
売建				
	スイスフラン	7,041	△331	△331

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 34百万円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年 一般型ストック・オプション	平成23年 株式報酬型ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 102名 当社子会社従業員 2名	当社取締役 5名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数(注1)	普通株式 325,000株	普通株式 88,800株
付与日	平成23年6月14日	平成23年6月14日
権利確定条件	付与日(平成23年6月14日)以降、権利確定日(平成25年5月28日)まで継続して勤務していること	権利確定条件は付与されておりません。
対象勤務期間	平成23年6月14日～平成25年5月28日	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年5月29日～平成33年5月27日 (注2)	平成23年6月14日～平成53年5月27日 (注3)
権利行使価格(円)	1,397	1
付与日における 公正な評価単価(円)	356	1,188

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使の制約期間を反映して記載しております。

3. 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権の全部を一括して行使することができます。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	832.45円	1株当たり純資産額	821.87円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	30.09円	1株当たり四半期純利益金額	31.40円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	30.09円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	31.39円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	16,376	17,087
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	16,376	17,087
期中平均株式数(株)	544,191,490	544,193,784
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	110,352	147,246
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	15.66円	1株当たり四半期純利益金額	22.23円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	15.66円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	22.23円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	8,524	12,098
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	8,524	12,098
期中平均株式数(株)	544,194,612	544,193,433
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	122,388	155,072
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

### 中間配当

平成23年7月21日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………10,883百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………20円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成23年9月1日

(注) 平成23年6月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月6日

中外製薬株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岸上 恵子 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 紙谷 孝雄 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 葉子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中外製薬株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、中外製薬株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月5日

中外製薬株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 輝夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 茂夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中外製薬株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、中外製薬株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。